第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第３１号
福岡市東区若宮２丁目37番24―204号
破産者　松井　隆志
1　決定年月日　平成26年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４７３号
福岡市東区松香台２丁目１番５―105号
破産者　堀江　洋一
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４７４号
福岡市東区松香台２丁目１番５―105号
破産者　堀江　久美
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９８０号
福岡市中央区草香江２丁目12番24―503号
破産者　樋口　俊史
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０８８号
福岡市東区土井１丁目18番８―305号
破産者　恒吉麻衣子
1　決定年月日　平成26年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３４０号
福岡市博多区博多駅東３丁目９番９―1001号
破産者　松井　實好
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６８号
福岡市東区馬出１丁目７番７―204号
破産者　橋本　敏勝
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５３３号
福岡県筑紫野市針摺東１丁目３番７号
破産者　川邉恵美子
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５３４号
福岡県筑紫野市針摺東１丁目３番７号
破産者　川邉　雅也
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８３２号
福岡市城南区神松寺２丁目６番23―102号
破産者　小竹　勝之
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１７６号
札幌市白石区栄通10丁目４番11―401号
破産者　吉川　俊哉
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４４号
札幌市西区発寒５条４丁目１番11号
破産者　佐々木良三
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５６号
仙台市太白区金剛沢２丁目10番27号
破産者　赤見　理香
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
秋田県にかほ市象潟町小滝字石名坂45番地
破産者　佐藤　浩一
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第４３２号
埼玉県春日部市備後西４丁目10番18号　タイガーズマンション武里105号
破産者　岩渕　　實
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４３９号
埼玉県川口市川口６丁目８番23―204号　グランエトワール、開始決定時の住所埼玉県越谷市七左町８丁目297番地６
破産者　秋葉秀二郎
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５０１号
埼玉県草加市金明町667番地１
破産者　齊藤　　修
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
埼玉県春日部市南４丁目４番11号、開始決定時の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目11番３号　コート・エスポワールⅠ101
破産者　門井　義夫
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
埼玉県越谷市東越谷６丁目85番地１　ウェルシータウン103、開始決定時の住所埼玉県越谷市増林２丁目454番地９
破産者　高野　仁志
1　決定年月日　平成26年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係